

第26回 定例総会議事録

1. 日 時 令和5年5月12日（金）午後3時15分招集

2. 場 所 市役所本庁舎8階 801会議室

3. 出席委員

14名

1番 朝来野 清 2番 阿部 清 3番 大野 功二
4番 平山 孝行 5番 得丸 芳昭 6番 齊藤 耕一
7番 秋吉 和行 8番 加藤 隆生 9番 齊木 清範
10番 長尾 栄作 11番 脇 文夫 12番 筒井 昌一
13番 二宮 ナミ子 14番 中園 公雄

4. 欠席委員

0名

なし

5. 事務局

事務局職員 4名

事務局

ただいまより第26回定例総会を始めさせていただきます。まず始めに朝来野会長からご挨拶をお願いいたします。

朝来野会長

（あいさつ）

事務局

それでは大分市農業委員会総会規則第3条の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、会長に議長をお願いいたします。

議長

それでは、第26回定例総会を開会いたします。
本日の出席者は14名、欠席者はありません。農業委員会等に関する法律第27条第3項に定められている過半数を満たしています。
次に、議事録署名委員及び書記の指名を行います。議長から指名させて頂いてよろしいでしょうか。

	(異議なし)
議長	<p>それでは、議事録署名委員に2番阿部委員さん、8番加藤委員さん、書記は事務局の今田さんをお願いします。</p> <p>では、議案の審議に入ります。</p> <p>まず、1ページ 第1号議案 農地法第3条許可申請 1番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
8番加藤委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立植田東中学校より南西へ約700mの距離に位置した農地であり、現地は一部にサクランボ、ウメ、クリ、ビワが栽培され、その他は保全管理の状態でした。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農の社会福祉法人であり、申請地において当法人が運営する保育園の園児の食育を目的としたサクランボ、ウメ、その他果樹を栽培予定です。農機具は草刈機を1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約11a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ2番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
6番齊藤委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です申請地は、野津原市民センターより南東へ約1km の距離に位置</p>

<p>議長</p>	<p>した農地であり、現地の1筆は一部にクコの木、ソルゴー（緑肥）が植えられ、全体的に保全管理の状態、1筆は農地の進入路として利用されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者で、申請地においてキャベツ、ブルーベリー、ハクサイを栽培する予定です。農機具は耕運機、草刈機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約14a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>（質問・意見なし）</p>
<p>議長</p>	<p>なければ2ページ1番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
<p>9番齊木委員</p>	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立竹中小学校から北西へ約600mの距離に位置した農地であり、1筆は一部に屋根付き農作業場があり露地野菜と果樹が栽培されており、1筆は一部に農業用倉庫があり露地野菜が栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者で、申請地でトマト、ダイコン、ホウレンソウを栽培予定です。農機具はトラクター、管理機、草刈機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約15a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>（質問・意見なし）</p>

議長	なければ2番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
10番長尾委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立戸次小学校から北東へ約200mの距離に位置した農地であり、現地は隣接する自己所有農地を含め耕起されてきました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地でゴボウを栽培予定です。農機具はトラクターを4台、ユンボを1台、管理機を5台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約275a となります。地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 (質問・意見なし)
議長	なければ3ページ3番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
10番長尾委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大南市民センターから南東へ約2km の距離に位置した農地であり、現地は多少の雑草はあったが、おおむね保全管理の状態でした。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地で水稲、ハウレンソウを栽培予定です。農機具はトラクター、コンバインを各2台、田植機、耕運機を各1台所有しており、トラクター1台を導入予定です。なお、契約成立後の経営面積は約133a となります。地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。

議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ4番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
10番長尾委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立判田中学校から西へ約850mの距離に位置した市道に隣接した農地であり、現地は多少の小石が見受けられたが、保全管理の状態でした。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地で露地野菜、カボスを栽培予定です。農機具は耕運機、草刈機を各1台導入予定です。なお、契約成立後の経営面積は約6a となります。地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ4ページ1番について、坂ノ市地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
3番大野委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立丹生小学校から南へ約400mの距離に位置した農地であり、現地は耕起されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は申請地で水稻を栽培予定です。農機具はトラクター、糶摺り機、乾燥機を各2台、コンバイン、自走田植機、バインダーを各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約24a となります。</p>

	<p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ2番について、坂ノ市地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
<p>3番大野委員</p>	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立神崎小中学校から西へ約900mの距離に位置した農地であり、現地は保全管理の状態でした。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地の1筆はミカン、他3筆は水稻を栽培予定です。農機具は、運搬車を4台、トラクターを2台、コンバイン、田植機、耕運機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約49aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ5ページ 1番について、大分地区の委員さん現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
<p>13番二宮委員</p>	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立大分西中学校より北西へ約400mの距離に位置した農地であり、現地はビワが栽培されていました。譲受人の経営</p>

	<p>状況・営農計画です。譲受人は、申請地において果樹を栽培予定です。農機具は草刈機を2台、耕運機、ユンボ、消毒機、小運搬車を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約36a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ2番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見をしてください。</p>
12番筒井委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立松岡小学校より北へ約400mの距離に位置した農地であり、現地は露地野菜が栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において露地野菜を栽培予定です。農機具は管理機を1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約11a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、6ページ 農地法第5条許可申請 1番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
8番加藤委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報</p>

	<p>告です。申請地は、植田市民行政センターの南約300mに位置する農地であり、現地は既に資材置場用地として利用されていました。転用者の状況です。本申請は、土木建築等を営む法人が資材置場用地として利用するものであるが、既に転用済みのため始末書提出済みです。農地区分です。申請地は、植田市民行政センターからおおむね300m以内の区域にある農地であるため、第3種農地に該当します。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>これまでの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、第1号議案について採決します。</p> <p>第1号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第1号議案について、農地法第3条許可申請は許可することとし、農地法第5条許可申請は許可相当とします。</p> <p>次に、7ページ 第2号議案 旧農業経営基盤強化促進法第15条第4項に基づく農用地利用集積計画の策定要請について審議します。</p> <p>1番 基盤強化法での所有権移転について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
8番加藤委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立横瀬小学校より北東へ約200～500mの距離に点在する農地であり、現地の3筆は保全管理され、その他の農地は耕起されていました。所有権移転を受ける者の経営状況・営農計画です。譲受人は認定農業者で、申請地の2筆は普通畑として、その他は水</p>

<p>議長</p>	<p>稲を栽培予定です。農機具はトラクターを5台、田植機、コンバインを各2台、草刈機を10台所有しています。所有権移転後の経営面積は同時申請分を併せて約2,040a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当であるとの意見でした。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ基盤強化法での所有権移転 2番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
<p>7番秋吉委員</p>	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、今市連絡所より北東へ約900mの距離に位置する農地であり、現地は保全管理されていました。所有権移転を受ける者の経営状況・営農計画です。譲受人は認定農業者で、申請地は普通畑として利用予定です。農機具はトラクターを5台、田植機、コンバインを各2台、草刈機を10台所有しています。所有権移転後の経営面積は同時申請分を併せて約2,040a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当であるとの意見でした。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ8ページ 利用権設定 1番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>

11番脇委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市歴史資料館より南西へ約400mの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は農地所有適格法人及び認定農業者で、申請地では水稻、麦を栽培予定です。農機具はコンバインを1台所有し、トラクターを3台、田植機を2台借用しています。利用権設定後の経営面積は約1,049となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当であるとの意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、次の9ページ 1番は長尾委員さんが代表を務める法人の案件ですので、長尾委員さんは一旦、退室をお願いします。</p> <p>(長尾委員退室)</p>
議長	<p>それでは大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会で意見を報告してください。</p>
9番齊木委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大南公民館より北東へ約1.5kmの距離に位置した農地であり、現地は保全管理の状態でした。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は認定農業者で、申請地では水稻を栽培予定です。農機具は草刈機を2台、トラクター、田植機、コンバイン、軽トラックを各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約341aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当である</p>

議長	<p>との意見でした。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、9ページ 1番について採決します。</p> <p>本件について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、9ページ 1番は承認することとします。</p> <p>では、長尾委員さんは着席をお願いします。</p> <p>(長尾委員着席)</p>
議長	<p>それでは採決した「9ページ 1番」を除く、第2号議案について採決します。</p> <p>第2号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第2号議案は承認します。</p> <p>次に、10ページ 第3号議案 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画作成のための審議を行います。</p> <p>1番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
6番齊藤委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、野津原市民センターより北東へ約500mの距離に位</p>

	<p>置する農地であり、現地は保全管理されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地において水稻を栽培予定です。農機具はトラクター、田植機、コンバイン、草刈機を各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約131aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当であるとの意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ11ページ 1番については、私の担当地区の案件ですので私から報告します。</p>
議長	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、JR 滝尾駅より南東へ約500m距離に位置する農地であり、現地は耕起されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は新規就農者で、申請地において水稻を栽培予定です。農機具は動力噴霧器、草刈機を各2台、トラクター、田植機、コンバインを各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約11aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当であるとの意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、2番も私の担当地区の案件ですので、私から報告します。</p>

議長	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、JR 滝尾駅より南東へ約500mの距離に位置する農地であり、現地は保全管理されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地において水稻を栽培予定です。農機具はトラクターを6台、コンバインを2台、田植機を1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約420a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当であるとの意見でした。</p>
議長	<p>これまでの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、第3号議案について採決します。</p> <p>第3号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第3号議案は承認します。</p> <p>次に、12ページ 第4号議案 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画作成、及び農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づく農用地利用集積等促進計画作成のための審議を行います。</p> <p>1番は、齊木委員さんが代表を務める法人の案件ですので、齊木委員さんは一旦、退室をお願いします。</p> <p>(齊木委員退室)</p>
議長	<p>では、事務局より説明をお願いします。</p>

事務局	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は上志津留地区に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稻、裸麦、飼料米を栽培する認定農業者で、契約成立後の経営面積は約178a となります。</p> <p>地区審議会で審議していただいたところ、承認相当であるとの意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、12ページ 1番について採決します。</p> <p>本件について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、12ページ 1番は承認することとします。</p> <p>では、齊木委員さんは着席をお願いします。</p> <p>(齊木委員着席)</p>
議長	<p>では、引き続き事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>12ページ 2番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は大内地区、尾津留地区、備後地区に位置した農地であり、現地はビニールハウスでニラが栽培されていました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主にニラを栽培する認定農業者で、契約成立後の経営面積は約171a となります。</p>

	<p>13ページ 3番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、辻地区、志津留地区に位置した農地であり、現地は保全管理されておりました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稲とタカナ、ダイコン、カンショなどを栽培する認定農業者で、契約成立後の経営面積は約1,163a となります。</p>
議長	<p>次の、14ページ 1番は、長尾委員さんが代表を務める法人の案件ですので、長尾委員さんは一旦、退室をお願いします。</p> <p>(長尾委員退室)</p>
議長	<p>では、事務局より説明をお願いします。</p>
議長	<p>14ページ 1番です。再設定の案件です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。現在の使用貸借5年間と同内容での再設定です。地区審議会で審議していただいたところ、承認相当であるとの意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、14ページ 1番について採決します。</p> <p>本件について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、14ページ 1番は承認することとします。</p> <p>では、長尾委員さんは着席をお願いします。</p>

<p>議長</p>	<p>(長尾委員着席)</p> <p>それでは、採決した12ページ 1番、14ページ 1番を除く、第4号議案について採決します。</p> <p>第4号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、第4号議案は承認します。</p> <p>次に、15ページ 第5号議案 非農地証明願 1番について、事務局より報告してください。</p>
<p>事務局</p>	<p>1番です。土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は1998年後頃から耕作放棄により山林化しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、大分市立横瀬小学校より東へ約400mに位置した農地であり、現地は山林化していました。</p> <p>地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ2番について、事務局より報告してください。</p>
<p>事務局</p>	<p>土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は1993年頃から耕作放棄により山林化しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、大分市立野津原中学校より北へ約500mに位置した農地であり、現地は山林化していました。</p>

	<p>地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ16ページ 1番について、事務局より報告してください。</p>
<p>事務局</p>	<p>1番です。土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は1990年頃から耕作放棄により山林化しているとのこと。現地調査報告です。申請地は、大分市立判田中学校より北西へ約600mに位置した農地であり、現地は山林化していました。</p> <p>地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ2番について、事務局より報告してください。</p>
<p>事務局</p>	<p>2番です。土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は1978年頃から耕作放棄により山林化しているとのこと。現地調査報告です。申請地は、大分市立判田中学校より北東へ約550mに位置した農地であり、現地は山林化していました。地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>

	(質問・意見なし)
議長	なければ3番について、事務局より報告してください。
事務局	<p>3番です。土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は2011年頃から耕作放棄により原野化しており、1筆は大分市道の一部になっているとのことです。現地調査報告です。申請地は、大分市立竹中中学校より南東へ約300mに位置した農地であり、1筆は原野化し、1筆は市道の一部として利用されていました。</p> <p>地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。</p>
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
	(質問・意見なし)
議長	なければ次の、17ページ 4番から18ページ 9番までは、一定の範囲に位置した同じ状況の土地の案件ですので、事務局より一括して報告してください。
事務局	<p>17ページ4番から 18ページ9番です。土地の表示、願人等についてはそれぞれ議案の通りです。上戸次地区で、それぞれ山林にとりこまれており、一定の範囲の中で同じような状況の農地です。証明内容はそれぞれの時期は違いますが、すべて山林化しているということです。現地調査報告です。申請地は、大分市立上戸次小学校より南東へ約1km に位置した農地であり、現地はすべての案件で山林化している状況でした。</p> <p>それぞれ地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。</p>
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。

5番得丸委員	これだけの筆数だと、筆界はどうしていますか。
事務局	すでに周辺もすべて山林化しており、現地確認は航空写真を参考にしました。境目は明確ではありませんが、多少のずれが発生した場合も隣接地も山林化しているため問題はないかと思えます。
議長	<p>その他に質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	なければ19ページ 1番について、事務局より報告してください。
事務局	<p>土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は2003年頃から耕作放棄により原野化しているとのこと。現地調査報告です。申請地は、大分市立神崎小中学校より北東へ約700mに位置した農地であり、現地は原野化していました。</p> <p>地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	なければ2番について、事務局より報告してください。
事務局	<p>土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は1985年頃から耕作放棄により山林化しているとのこと。現地調査報告です。申請地は、大分市立坂ノ市小学校より南東へ約3.2km に位置した農地であり、現地は山林化していました。</p>

	<p>地区審議会でも審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、第5号議案について採決します。</p> <p>第5号議案について、非農地決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第5号議案は非農地決定します。</p> <p>次に、20ページ 第6号議案 利用状況調査に係る非農地決定の取消について、事務局より報告してください。</p>
事務局	<p>土地の表示、所有者等については議案の通りです。取消理由は牧草地として利用しているとのこと。令和2年の現地調査の時点では原野の状況でしたので非農地決定しましたが、所有者から現在は牧草を植えていると連絡があり、現地調査したところ牧草が植えられていましたので非農地決定の取消について審議をお願いします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、第6号議案について採決します。</p> <p>第6号議案について、非農地決定の取消とすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p>

	(全員挙手)
議長	<p>全員賛成ですので、第6号議案は非農地決定の取消とします。</p> <p>次の、21ページからの 第7号議案 報告事項について、事務局から報告してください。</p>
事務局	<p>21ページから24ページです。農地法第3条の3です。相続や時効取得により農地を取得したという届出が合計で11件出ています。</p> <p>次は25ページから27ページです。農地法第4条第1項第8号届出です。市街化区域内農地において、所有者自身が転用するという届出が合計で9件出ています。</p> <p>次は28ページから32ページです。農地法第5条第1項第7号届出です。市街化区域内農地において、権利移動を伴う転用の届出が合計で46件出ています。</p> <p>続いて33ページです。農地法第5条第1項第7号届出の取消願です。以前届出があり受理通知を交付した農地に対して、取消して欲しいとの届出が1件出ています。</p> <p>最後は34ページです。農地法第18条第6項通知です。3条賃貸借権の双方合意による解約した通知が2件出ています。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、第8号議案 令和4年 最適化活動の点検・評価について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>『令和4年度 最適化活動の点検・評価』について地区審議会で説明をし、それとは別に A3の資料をお配りしていますが、その内容について</p>

	<p>の審議をお願いします。</p>
議長	<p>この資料や点検・評価の内容及び結果について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、第8号議案について採決します。</p> <p>第8号議案『令和4年度 最適化活動の点検・評価』の内容について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第8号議案は承認します。</p> <p>それでは、その他協議事項について事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>特にありません。</p>
議長	<p>その他で、何かありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、これで第26回定例総会を閉会します。</p>